

宮古島市立各幼稚園長 殿
宮古島市立各小中学校長 殿

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子
(公印省略)

宮古島市立幼稚園及び小・中学校の再開について(通知)

本市の臨時教育委員会(令和3年6月4日)で、感染状況等を鑑み、本市園児児童生徒の健康・安全を第一に考え、令和3年6月9日(水)～6月20日(日)の期間、幼稚園及び小中学校を一斉臨時休業の措置をとってきました。本市直近の感染者は、学校の臨時休業前より減少傾向にあるものの、下げ止まりの状態です。県は、緊急事態宣言延長の方針であり、対策本部会議(6月18日)で正式に方針を決定するとしています。

学校での臨時休業期間内の感染状況は、感染者の発生はないものの、本日現在で11人の濃厚接触者の報告を受けており、予断を許さない状況であります。

しかしながら、本市教育委員会では、「学びの保障」の基本的な考え方である「協働的な学び合いを取り戻す」観点から、学校・家庭による感染症対策を最大限講じることにより、下記に示す通り学校を再開することに決定致しました。

つきまして、学校においては、園児児童生徒及び保護者へ周知すると共に、学校再開に向けて、適切な対応をお願い致します。

記

[本市の幼稚園及び小中学校における学校再開日]

一斉臨時休業を令和3年6月20日(日)で終了し、令和3年6月21日(月)より、宮古島市立幼稚園及び小中学校を再開する。

[本市における発熱や風邪症状がある園児児童生徒への対応] (宮教学第649号:R3/5/26発出)

○以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、医療機関を受診せず一定の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校。しかし症状がぶり返し、受診の結果新型コロナウイルス感染者と判定された事例があることから、学校感染のリスクを低減させる為の措置である。

- 1 期間 「本県、警戒レベル第4段階終了日まで(地域の感染レベル3①で解除)」
- 2 対応方法
 - (1) 発熱等の風邪症状で学校を休む旨の連絡を受けた場合や早退させる場合は、当該園児児童生徒及び保護者に対し、かかりつけ医や医療機関を受診するよう勧める。
 - (2) 受診の際は、「再登校基準」について必ず医師に確認し、その指示に従うよう指導する。
 - (3) 受診しなかった園児児童生徒への対応については、原則的に医療機関の受診をすすめる事とするが、受診しなかった園児児童生徒の再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していることを確認する。
 - (4) 再登校に向けての陰性証明書、治癒証明及び登校許可証については、全て不要とする。

[部活動について]

部活動において、原則休止とする。

但し8月末までに九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等を控えた場合に限り必要な最小限の人数にて、学校長の許可の下行うこと。平日の活動時間は、90分以内(個人練習を含む、早朝練習は行わないこと)、土日休日は2時間以内(準備・片付け・清掃整備やミーティング等は含まない)